



「医療安全の更なる向上を目指す検討会報告書」について（概要）

1. 検討会の目的

「医療事故調査制度」は、医療事故の再発防止と医療の安全確保を目的として、平成27年（2015年）10月に施行された制度である。

一般社団法人 日本医療安全調査機構は、本制度における「医療事故調査・支援センター」の指定を受け、調査等の業務を行っている。制度施行10年の節目にあたり、これまでの医療事故調査・支援センターの業務運営状況を振り返り、今後の課題を明確にすることを目的として、「医療安全の更なる向上を目指す検討会」を設置した。

検討会は、2024年10月から2025年12月にかけて計7回開催した。検討にあたっては現行制度を前提として、医療事故調査・支援センターから提供された資料等をもとに、第三者の視点から分析を行い、本報告書を取りまとめた。日本医療安全調査機構に対しては、本報告書の内容を踏まえて医療事故調査・支援センターの業務の改善に積極的に取り組むことを期待する。

2. 主な課題と今後の対応

センターにおいては、各項目について「対応」に示した取り組みを進めていく必要がある。

（1）医療事故の判断や医療事故調査等に関する支援

① 医療事故の判断に関する支援

（医療事故判断に関する支援）

課題 ・医療機関の管理者が医療事故であるか否かの判断に迷う事例が一定数あることが示唆されることから、管理者の医療事故判断への支援をより充実させる必要がある。

対応 ・「センター合議」における議論を整理し、医療機関の管理者が医療事故を判断する際の参考となるような情報提供を行う。
・医療機関の管理者等が本制度に関する理解を随時深めることができるよう情報提供を行い、管理者等を対象とした研修の周知方法等を工夫し参加を促進する。

（伝達やセンター合議の質）

課題 ・「伝達」の事例については、医療機関が遺族等へ説明した内容等を情報収集することで、その結果に至った経過や背景の把握が可能となり、センターが行う相談対応や研修等の質向上につながると考えられる。「センター合議」においては「医療事故の報告を推奨する」と助言した後に報告がなされていない事例について、医療機関内で報告しないという判断に至った理由を情報収集し、「センター合議」に関わる医師・看護師等にフィードバックする等によって、「センター合議」の更なる質向上につながることが期待される。

対応 ・「伝達」および「センター合議」の対象となった事例において、遺族等への説明の状況や医療事故の判断等について任意の情報収集を行うことで実態の把握に努め、医療機関への支援や研修の質向上につなげる。

② 医療事故の院内調査に関する支援

（院内調査の進め方に関する支援）

課題 ・院内調査の実施にあたっては一定の知識や技能が求められることから、院内調査の進め方に関する支援を充実させることが重要である。

対応 ・センターが行う各種研修の実施にあたり、医療事故を疑う事例発生時の初期対応、院内調査の手法、遺族等への説明方法等を含め、研修内容をより実践的なものとなるよう、更なる充実を図る。特に、医療事故調査の経験のない医療機関等を対象として、院内調査が更に充実するように支援を行う取り組みを企画、実施する。



(院内調査報告書作成の支援)

- 課題** ・院内調査結果報告までに長期間要している事例が散見され、その要因として報告書の作成が困難であることが挙げられている。
- 対応** ・センターが示している院内調査報告書の参考様式を、医療事故調査の手法に関する各種資料や、センターに集積された知見等を踏まえ、医療機関の参考に資する内容に改訂する。

(3) 病理解剖の実施に関する支援

(病理解剖について理解を促進するための周知)

- 課題** ・病理解剖は死因を明らかにするために極めて重要であり、可能な限り病理解剖の実施を目指していくことが望ましいことから、医療従事者および国民に向けて病理解剖の理解を促進するための周知を行う必要がある。
- 対応** ・医療事故調査における死因や臨床経過に関する検証および再発防止策の検討にあたって病理解剖が有効であることを分析・発信する。関係学会や遺族団体と協力し、病理解剖の意義や重要性について医療従事者および国民へ啓発する活動に取り組む。

(2) 医療事故の再発防止策の提言と普及啓発

(1) 提言および警鐘レポートの作成

(院内調査報告書の分析)

- 課題** ・再発防止のテーマの抽出およびその優先順位の決定に関して、関連する領域の専門家が確認することで、科学的妥当性が向上すると考えられるが、各領域の専門家が分析したもののは、院内調査報告書全体の約1割である。
- 対応** ・すべての院内調査報告書を対象として、専門家の協力を得て傾向や特徴を把握し、類似事例を比較して、分析課題を多角的に抽出する体制を構築する。

(提言や警鐘レポートの質)

- 課題** ・センターの「提言」等が医療現場の安全性向上や学会による活用、医療機器の開発・改善につながっているか否かについて把握し、「提言」等の更なる質向上につなげていくことが重要である。
- 対応** ・「提言」の活用状況に関する調査は、現状の把握と改善策を検討するため、継続して実施する。その結果を分析し、提言内容の質向上につなげるとともに、医療機関における提言内容の実践につながる支援策を検討する。

(2) 提言および警鐘レポートの普及啓発

(再発防止策の普及啓発)

- 課題** ・「提言」の公表後にも同様の事故が繰り返されることは深刻な問題である。必要に応じて「提言」の再周知を行うことが重要である。
- 対応** ・医療機関が「提言」等を活用して医療事故防止の取り組みを行った事例をセンターに情報提供できる仕組みを構築し、他の医療機関が医療事故防止の参考とすることができる体制を整備する。



(3) センター調査の実施

(センター調査の質および調査期間)

課題 ・報告書には事実経過やその検証が丁寧に記載され、医療機関および遺族の評価も概ね良好である。2020年以降にセンター調査が申請された事例において、申請から報告書の交付までの期間は平均826日である(2024年12月時点)。

対応 ・センター調査の期間短縮に向けて業務の見直しを進める。

(センター調査の再発防止への活用)

課題 ・個人が特定されない形で、再発防止のための知見が、当該医療機関以外の医療機関や学会・企業等においても活用され得るような方策を検討することが重要である。

対応 ・センター調査から得られた再発防止のための知見が、学会・企業等においても活用され得るような方策を検討する。

(センター調査の透明性)

課題 ・センター調査・報告書作成マニュアルは、センターが多くの調査の実績を通じて培った情報整理の考え方や報告書の記載方法等が記載されているが、現在公表されていない。

対応 ・センター調査・報告書作成マニュアルの提示については、厚生労働省の方針を踏まえ、必要な取り組みを進める。

(4) 医療事故調査に係る研修

(医療機関の職員向け研修)

課題 ・医療事故の判断を行う医療機関の管理者や、医療事故の判断に携わる者を対象にした研修については、随時学習が可能な教材の配信等を含めて学習機会を担保するとともに、センターに集積した知見を活用し、より管理者等の判断に資する研修内容へと継続的に改善していく必要がある。

対応 ・医療事故の判断の支援につながる研修方法や内容について工夫するとともに、医療事故調査の経験・習熟度等を考慮した研修を企画し、実施する。
・センターが過去に研修等で使用した資料を活用し、医療機関の管理者・実務者や支援団体がホームページ等で適宜学習や研修資料として活用できる教材を提供する。

(5) その他、医療安全の確保を図るために必要な業務

(制度の周知方法・周知内容)

課題 ・国民への周知が進んでいるとは言い難く、更なる制度周知が必要である。

対応 ・国民が、それぞれの置かれた状況に応じて必要な情報を得るように、周知方法の検討や周知すべき内容の整理を行う。
・医療安全支援センター等と連携し、医療事故調査制度を周知することを検討する。

(検討経緯)

- ・第1回 2024年10月10日 医療事故の判断に関する支援
 - ・第2回 2024年12月16日 医療事故の調査に関する支援
 - ・第3回 2025年 2月17日 医療事故情報の整理・分析と再発防止
 - ・第4回 2025年 4月10日 センター調査、医療事故調査に係る知識および技能に関する研修
 - ・第5回 2025年 6月16日 センター業務に関する効果の把握、国民への制度周知および情報セキュリティ
 - ・第6回 2025年10月 6日 医療安全の更なる向上を目指す検討会報告書案について
 - ・第7回 2025年12月 1日 医療安全の更なる向上を目指す検討会報告書案について
- ※構成員の参加率:95.2%(会場参加率:66.7%)
- ・報告書公表 2025年12月23日



(医療安全の更なる向上を目指す検討会 構成員)

(五十音順・敬称略)
◎印は座長

- 秋元 奈穂子 立教大学法学部 准教授
 飯野 奈津子 山梨大学 客員教授
 井部 俊子 聖路加国際大学 名誉教授
 ◎上田 裕一 地方独立行政法人 奈良県立病院機構 前理事長、名古屋大学 名誉教授
 河野 龍太郎 自治医科大学 名誉教授
 滝田 純子 一般社団法人 栃木県医師会 常任理事
 名越 究 島根大学医学部 環境保健医学講座 教授
 南須原 康行 北海道大学病院 病院長・医療安全管理部 教授
 長谷川 好規 独立行政法人 国立病院機構 名古屋医療センター 名誉院長
 樋口 範雄 東京大学 名誉教授
 増田 聖子 増田・横山法律事務所 弁護士
 宮脇 正和 医療過誤原告の会 会長
 村上 朝子 認定NPO法人 ささえあい医療人権センターCOML
 渡辺 直大 渡辺法律事務所 弁護士
 渡邊 良平 一般社団法人 愛媛県医師会 常任理事

(参考人)

- 田中 伸哉 一般社団法人 日本病理学会 副理事長（第2回検討会）
 後 信 公益財団法人 日本医療機能評価機構 理事（第5回検討会）

(参考)

